

セルフメディケーション税制 共通識別マークの製品表示に関する運用ガイドライン

2019年1月8日

日本一般用医薬品連合会

セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）（以下、本税制）が2017年1月より施行されることを受けて当連合会では、本税制の普及・啓発や活用促進に向けた環境整備の一環として新たに共通識別マーク（以下、当マーク）を作成致しました。

本税制対象製品に当マークが記載されることによる普及啓発効果が期待され、またマークを統一することにより、生活者が製品選択時・購入時に迷わずに容易に識別できる効果も期待されます。

本税制対象製品に当マークを運用する際には本ガイドラインの内容を遵守し、本税制およびセルフメディケーションの普及・促進にご理解とご協力をお願い致します。

尚、当マークを運用する際にも、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（医薬品医療機器等法）やその他の関係法規等を遵守するよう留意下さい。

1. 表示の目的

本税制対象製品である旨を明示する方法として、次のマークを本税制対象製品に記載する。



2. 当マークについて

当マークは原則、「1. 表示の目的」に記載しているデザインを使用することとするが、製品のデザイン、色調等を考慮し、改変を行う場合には下記の通りとする。

① 色調の変更

他の単一色調に置き換えることは差し支えない。また二階調への変更も可能とする。但し、二階調化以外の濃淡変更は行わないこと。

例：グレースケールの場合



黒（モノクロ二階調）の場合



② 色調の反転

表示面の背景色等を考慮し、色調を反転することは差し支えない。但し単一色とする。

例：青と白を反転し、青背景とした場合



例：青と白を反転し、加えて黒（モノクロ二階調）へ色調変更した場合



③ 「セルフメディケーション」の文字の省略

表示場所が狭い等の理由により「1. 表示の目的」に記載の識別マークの使用が困難な場合には、「セルフメディケーション」の文字を省略した下記識別マークも使用することができる。



④ その他の改変

上記①～③の改変については同時に行うことは可能とする。また上記①～③以外には、文字や当マークの配列変更や削除、縦横比の変更等の改変を行わないこと。

3. 記載する場所

当マークは、本税制対象製品の包装に、外部から確認することができるよう表示することとし、原則として、製品の正面と JAN コード近傍のどちらか一方、若しくは両方に表示すること。

製品の正面に記載する場合には、主デザインとしては使用しないこと。

JAN コード近傍に表示する場合には原則として同一面の JAN コード近傍に表示すること。但し同一面への表示が困難な場合には、JAN コード記載面の隣接面に表示すること。

4. 表示する当マークの大きさ

本税制対象製品に表示する当マークの大きさは、原則、縦 5～10mm とすること。但し、表示場所が狭い等の理由により指定の大きさの表示が困難な場合には、当マーク中の「税」「控除対象」を識別できる大きさの範囲において指定の大きさ未満も可能とする。

※ 2. ③に従い、セルフメディケーションの文字を省略する場合には原則、縦 4～8mm とする。

5. シール等による表示対応

本税制対象製品に当マークを表示する方法としてシール貼付による表示等も可能とする。但し、法律等で定められた表示事項が隠れないように留意すること。

6. 商標登録

当マークは 2017年4月21日付で商標登録済み（第5941584号） である。

(参考) 製品表示例



以 上

改訂履歴

初版：2016年7月13日

二版：2017年6月19日 下線部改訂

<本件に関するお問い合わせ先>

日本一般用医薬品連合会事務局：江上・久保田 TEL03-3865-4911